

「松茂町新工業団地造成測量設計等業務委託」(公募型プロポーザル)に関する質問への回答②

NO	書類番号	質疑内容	回答
1	実施要領 5.選定方法	プレゼンテーション及びヒアリングの持ち時間が30分となっておりますが、質疑時間は含まれますか。	実施要領5(1)イをご参照ください。
2	実施要領 5.選定方法	プレゼンテーション及びヒアリングの時間配分を教えてください。	実施要領5(1)イをご参照ください。
3	実施要領 11.審査基準	審査項目に対する評価方法・評価点等について教えてください。	回答を差し控えます。
4	実施要領 11.審査基準	業務実績を示す様式は任意様式でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領 11.審査基準	業務実績を示す書類(契約書、テクリス等)提出の必要はありますか。	必要ありません。
6	実施要領 11.審査基準	業務実績について、直近何年、規模などの条件はありますか。	年数の条件なし、規模は同規模程度です。
7	第3章 土質調査業務	掘削長等が変更する場合、設計変更対応となりますか。	協議の上、必要に応じて対応します。
8	第3章 土質調査業務	デニソンサンプリングによる試料採取にて想定している試験内容(項目、数量等)について教えてください。	土粒子密度、含水比、粒度 各95回、液性限界、塑性限界、湿潤密度、三軸圧縮、圧密 各25回、を想定。
9	第4章 造成設計業務	開発許可申請以外の許認可申請・届出(支援)等は別途業務または追加ということでよろしいでしょうか。 例: 土壌汚染対策法、盛土規制法	協議の上、必要に応じて対応します。
10	第4章 造成設計業務	交差点設計など契約項目以外の業務を要する計画となった場合は、別途業務または追加ということでよろしいでしょうか。	協議の上、必要に応じて対応します。
11	第2章 測量業務	仕様書(R6.4.1変更・追加)に基づき、公共測量に係る届出資料作成・成果検定・国土地理院への成果提出作業は実施する理解です。つきましては、(1)受注者が担う範囲(資料作成まで/提出作業まで)と、(2)提出対象成果の範囲(基準点成果・数値地形図データファイル・三次元点群データファイル等)をご教示ください。	本業務における測量については、公共測量として成果検定および国土地理院への成果提出を実施するものとします。 測量計画機関は松茂町とし、測量作業機関である受注者は、届出資料の作成ならびに成果提出に係る実務を担当する。 なお、国土地理院への提出対象となる成果は、基準点成果のみとします。
12	第3章 土質調査業務	共通仕様書にある管理技術者は本件では地質調査の担当技術者と読み替えると理解しました。(徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 第107条)	ご理解で問題ありません。
13	第3章 土質調査業務	現地作業中は地質調査に関する資格(徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 第107条3項に記載)を有する弊社の資格者1名が安全管理、地元関係者の対応などを行います。現地作業期間中は随時、管理、監督を行うという理解でよろしいでしょうか。(徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 第107条)	お見込みのとおりです。
14	第3章 土質調査業務	作業用資機材の運搬通路2m幅と作業エリアは3m×6mです。仮に農作業中の調査となった場合は、農家との協議、補償交渉は松茂町様が行う理解でよろしいでしょうか。(徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 第114,115条)	お見込みのとおりです。
15	第3章 土質調査業務	ボーリングはノンコアボーリングを想定していますがよろしいですか。	お見込みのとおりです。

16	第5章 構造物設計業務/2.構造物設計業務/(1)既存水路護岸改修設計	業務対象となる既存水路は雨水排水等の河川としての機能を有し、河川整備計画に相当する諸元（計画高水位、定規断面、粗度係数等）は定められていますでしょうか？	河川整備計画に相当する諸元は定めていません。
17	第5章 構造物設計業務/2.構造物設計業務/(1)既存水路護岸改修設計	業務対象となる既存水路護岸構造物の所有者、管理者は、両岸共に同じ同一でしょうか？	両岸とも所有者、管理者は町です。
18	第5章 構造物設計業務/2.構造物設計業務/(1)既存水路護岸改修設計	業務対象となる既存水路の底面は土砂のようですが、これをコンクリート版とすることは環境面その他の制約上、可能でしょうか？	現時点では回答を差し控えます。
19	第5章 構造物設計業務/2.構造物設計業務/(1)既存水路護岸改修設計	業務対象となる既存水路の河道断面（水路幅・水路底面高・護岸高）を本業務の造成計画に応じて変更することは可能でしょうか？	現時点では回答を差し控えます。
20	実施要領5. 選定方法等 プレゼンテーション及びヒアリング審査	プレゼンテーション及びヒアリング審査において「企画提案に必要な機器は、参加者が準備すること。と記載がありますが、パソコンを持参すれば、電源を借用し、松茂町のプロジェクター、モニターなどに接続してプレゼンテーションを行うことは可能でしょうか。プロジェクター等を使用できる場合、持参すべき設備・機器（HDMI端子など）の仕様などをご教示ください。	実施要領5（1）イをご参照ください。企画提案に必要な機器は参加者が準備すること。
21	実施要領5. 選定方法等 プレゼンテーション及びヒアリング審査	プレゼンテーションでの参加人数の規定などはございますか。	制限はありません。